

令和4年度指定管理業務に関する事業報告書（地域包括支援センター）

センター名 日ノ岡地域包括支援センター

1 施設の管理運営

【開所日及び開所時間帯】 月～土曜日（サービス向上のため、日曜日及び12/31～1/3の4日間以外は祝祭日も開所） 営業時間：8：30～17：30 夜間やセンター閉所日も母体施設の相談員との情報の共有を図り、 携帯電話にて専従職員と連絡を取れる体制を構築してきました。 【事業実施地域】 山科区 鏡山学区、陵ヶ岡学区
(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容

2 事業実施内容

1 老人福祉法第20条7の2第1項に規定する老人介護支援センターとして実施する事業 ・地域の高齢者の福祉に関する各般の問題につき、高齢者、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行う。 ・居宅において介護を受ける高齢者又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整を行う。 ・居宅において介護を受ける高齢者の状況把握、高齢者福祉等に関する情報提供並びに相談対応及び指導を行う。 2 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業 3 介護保険法第115条の第47に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合の介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業） 4 介護保険法第115条の46に規定する次の事業 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的・継続的ケアマネジメント事業 5 重点取組事項 ・地域の高齢者の支援、実態把握、権利擁護に関する連携・支援、介護予防の取組の推進、認知症の人やその家族等に対する支援体制の強化構築、医療・介護をはじめとする多職種の地域ネットワークの充実・強化、地域における在宅医療、介護連携拠点の活用と協働、地域における生活支援体制整備に向けた資源の把握・情報共有等サービス創出に向けた関係機関との協働
(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容
(参考) 自主事業内容

3 サービス提供状況

センター長1名（主任介護支援専門員と兼務）主任介護支援専門員2名、保健師2名、社会福祉士1名、介護支援専門員2名
(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容

4 市内中小企業への発注に対する考え方

コロナ禍で令和2年度より休止しているが、以前に開催していた、健康長寿サロンで来場者に提供した昼食や菓子類の多くは地域の就労支援事業所に発注し、地域振興の一環としてきた。また、上記のかぎ預かり事業においての申込書などの印刷物は地域の中小企業に依頼するなどしていた。

5 施設の利用状況（施設の稼働率、利用者数、事業参加者数など）

(1) 介護予防支援給付対象者数（実績値）

3104 人

(2) 相談延べ件数（実績値）

2202 件

(3) 収支実績

ア 令和4年度収入状況（単位：円）

委託料	31,764,100
介護保険収入	15,578,646
その他	531,491
収入計	47,874,237

イ 令和4年度支出状況（単位：円）

人件費	34,453,284
事業費	2,961,249
委託費	3,068,346
小額修繕費	0
その他	918,214
支出計	41,401,093

6 施設の利用者満足度の把握

(1) 利用者満足度の把握状況

令和2年度、3年度に引き続き、感染拡大防止のため参集しての圏域地域ケア会議ができなかったため、圏域内の民生委員や老人福祉員に対して、書面にてコロナ禍における活動の困りごとや、京都市及び当センターに向けての要望などを書面にて聴取した。

(2) 利用者満足度把握の結果

当センターの活動に対する不満等は特になく概ね「感謝している 頼りにしている」といった肯定的な意見が多かったが、一方で利用者の入退院等その都度教えて欲しいという利用者の個人情報のリアルタイムでの共有を望む声が散見された。また、世間がコロナ禍となってから民生委員・老人福祉員を拝命したため、どのように活動してよいのかわからず、先輩に聞く機会もなく不安を持っているという声が昨年度に続き多く見られた。

(3) 意見等への主な対応状況

情報共有を望む声に対しては、個人情報保護法に抵触しない、正しい情報共有のあり方についてルールを定めた「民生委員・老人福祉員とケアマネジャーの連携要領」を作成し、学区での地域ケア会議において発表し、共有を図った。また、民生委員・老人福祉員の活動への不安感に対しては、「民生委員・老人福祉員が知っておくべき介護保険制度や地域活動における基礎講座」のような研修会を学区での地域ケア会議において開催し、課題解決に努めた。

7 その他特記事項

(1)

かぎ預かり事業：単身高齢者の孤独死を防ぎ、地域に単身高齢者宅の自然な見守りの気運を高めていく手段として令和元年度より引き続き実施している。令和4年度からは新たに補助金を得て「キーボックス貸出事業」も開始しており利用者の意向に合わせて、見守り・救出の手段を選択できるようにしている。

(2)

災害時安否確認リスト：発災時に自主避難が困難と思われる方の紙ベースでのトリアージリスト。発災時に通電していないときでも円滑に地域や関係機関と情報共有が図れるよう毎月更新し、書面にて保存している。

8 評価（指定管理者自己評価）

相談件数、介護予防給付対象者数とも令和3年度とほぼ同程度の件数で推移した。また、令和4年度は令和3年度に引き続き、感染拡大予防のため規模が大きくなりやすい日常生活圏域の参集しての地域ケア会議は実施できなかったため、個別地域ケア会議の開催に注力してきた。（学区の地域ケア会議については時間を短縮して各学区で2回実施）令和3年度と同数の延べ13回開催し、年度末には書面会議として、個別ケア会議の内容を民生委員、老人福祉員、学区社協等の協力者及び、関係機関に配布し、当圏域における特有の地域課題について地域全体での共有を図ることができた。市民に広く開かれた総合相談窓口として、その公的な役割と社会的責任を果たすため、介護保険法、老人福祉法、障害者差別解消法等の各法の理念を遵守し、とりわけ公共性の高さを鑑み、障害を理由とするサービス提供の拒否や、合理的配慮を図る必要性について、職員一人ひとりが意識したうえで、専門性及び資質の向上を図ってきた。